

# SHK制度の概要

# 「地球温暖化対策の推進に関する法律」の概要

## 1. 法目的、基本理念

【法目的】大気中の温室効果ガス濃度を安定化させ、地球温暖化を防止すべく、社会経済活動による温室効果ガスの排出量の削減等を促進する。

【基本理念】我が国における2050年までの脱炭素社会（人の活動に伴って発生する温室効果ガスの排出量と吸収作用の保全及び強化により吸収される温室効果ガスの吸収量との間の均衡が保たれた社会）の実現を目指す。

## 2. 地球温暖化対策の総合的・計画的な推進の基盤の整備

- ・ 政府による地球温暖化対策計画の策定 ※計画に対する進捗状況を毎年度点検。計画は3年に1回見直し。
- ・ 地球温暖化対策推進本部の設置（本部長：内閣総理大臣 副本部長：官房長官、環境大臣、経済産業大臣）

## 3. 温室効果ガス排出量の削減等のための個別施策（一部抜粋）

### 政府実行計画、地方公共団体実行計画

#### 【政府実行計画】

- ・ 政府は、自らの事務・事業に伴う温室効果ガスの排出量を削減するための計画を策定し、進捗状況を毎年度点検する。

#### 【地方公共団体実行計画】

- ・ 都道府県及び市町村は、自らの事務・事業に伴う温室効果ガスの排出量を削減するための計画を策定し、進捗状況を毎年度点検する。
- ・ 加えて、都道府県及び大規模な市は、区域内の、再生可能エネルギーの利用促進や事業者・住民の排出削減に関する事項について、目標と計画を策定する。

### 温室効果ガス排出量算定・報告・公表制度

- ・ 温室効果ガスを年間3,000トン以上排出する事業者（エネルギー起源CO<sub>2</sub>は、エネルギー使用量が年間1,500キロリット以上の事業者）に、自らの排出量を算定し国に報告することを義務付け、報告された情報を国が公表。
- ・ 排出量の算定・報告は、事業者単位で行う。  
※ ただし、一定規模以上の事業所を持つ事業者は、当該事業所単独の排出量も報告。
- ・ 排出量に関連する定性情報を任意で報告することも可能。

### 株式会社脱炭素化支援機構

- ・ 財政投融資と民間からの出資を活用し、脱炭素化に資する事業を幅広く支援。

### 全国/地域地球温暖化防止活動推進センター 等

- ・ 環境大臣が、地球温暖化対策を行う団体を「全国地球温暖化防止活動推進センター」として指定。
- ・ 都道府県知事等が、地球温暖化対策を行う団体を「地域地球温暖化防止活動推進センター」として指定。
- ・ 都道府県知事等が、地域住民のうち地球温暖化対策に関して熱意と識見を有する者に、「地球温暖化防止活動推進員」を委嘱。

### 森林等による吸収作用の保全等

- ・ 政府及び地方公共団体は、温室効果ガスの吸収作用の保全及び強化を図る。

## 地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号）

## （温室効果ガス算定排出量の報告）

第26条 事業活動（国又は地方公共団体の事務及び事業を含む。以下この条において同じ。）に伴い相当程度多い温室効果ガスの排出をする者として政令で定めるもの（以下「特定排出者」という。）は、毎年度、主務省令で定めるところにより、主務省令で定める期間に排出した温室効果ガス算定排出量に関し、主務省令で定める事項（当該特定排出者が政令で定める規模以上の事業所を設置している場合にあつては、当該事項及び当該規模以上の事業所ごとに主務省令で定める期間に排出した温室効果ガス算定排出量に関し、主務省令で定める事項）を当該特定排出者に係る事業を所管する大臣（以下「事業所管大臣」という。）に報告しなければならない。

- 2 定型的な約款による契約に基づき、特定の商標、商号その他の表示を使用させ、商品の販売又は役務の提供に関する方法を指定し、かつ、継続的に経営に関する指導を行う事業であつて、当該約款に、当該事業に加盟する者（以下この項において「加盟者」という。）が設置している事業所における温室効果ガスの排出に関する事項であつて主務省令で定めるものに係る定めがあるもの（以下この項において「連鎖化事業」という。）を行う者（以下この項において「連鎖化事業者」という。）については、その加盟者が設置している当該連鎖化事業に係るすべての事業所における事業活動を当該連鎖化事業者の事業活動とみなして、前項の規定を適用する。この場合において、同項中「事業所を設置している場合」とあるのは、「事業所を設置している場合（次項に規定する加盟者が同項に規定する連鎖化事業に係る事業所として設置している場合を含む。）」とする。
- 3 この章において「温室効果ガス算定排出量」とは、温室効果ガスである物質ごとに、特定排出者の事業活動に伴う温室効果ガスの排出量として政令で定める方法により算定される当該物質の排出量に当該物質の地球温暖化係数を乗じて得た量をいう。

# 温室効果ガス排出量算定・報告・公表制度の概要

- 温室効果ガス排出量算定・報告・公表制度（以下「SHK制度」という。）は、「地球温暖化対策の推進に関する法律」（温対法）に基づき、温室効果ガスを一定量以上排出する事業者に、自らの排出量の算定と国への報告を義務付け、報告された情報を国が公表する制度。
- 排出者自らが排出量を算定することによる自主的取組のための基盤の確立と、情報の公表・可視化による国民・事業者全般の自主的取組の促進・気運の醸成を制度の目的とする。

## SHK制度の算定・報告から公表までの流れ

①対象となる事業者（特定排出者）は、自らの前年度の排出量を算定し、自らが行う事業を所管する大臣に報告

②事業所管大臣は、報告された情報を環境大臣・経済産業大臣に通知

③環境大臣・経済産業大臣は、通知された排出量とその関連情報を公表

### 特定排出者

一定量以上の温室効果ガスを排出する事業者（公的部門を含む）  
※温室効果ガスを一定量以上排出する事業所（特定事業所）を持つ場合は、当該事業所の排出量も算定・報告

算定

報告

事業所管大臣

通知

環境大臣  
経済産業大臣

集計

公表

閲覧

事業者、投資家、  
金融機関、  
自治体、国民等

※ 排出量の増減理由や排出削減の取組内容など、排出量に関連する情報も任意で報告可能。

※ 特定排出者は、自身の排出量が公表されることで自身の権利利益が害される恐れがあると思料する場合は、事業所管大臣に権利利益の保護を請求することが可能。

※ 報告義務違反又は虚偽報告に対しては罰則。

# 「温室効果ガス」とは？

## ■「温室効果ガス」は、以下の7種類。

- 二酸化炭素 (CO<sub>2</sub>)
- メタン (CH<sub>4</sub>)
- 一酸化二窒素 (N<sub>2</sub>O)
- ハイドロフルオロカーボン類 (HFC)
- パーフルオロカーボン類 (PFC)
- 六ふっ化硫黄 (SF<sub>6</sub>)
- 三ふっ化窒素 (NF<sub>3</sub>)

## ■ 日本企業からの排出で圧倒的に多いのはCO<sub>2</sub>。特に、化石燃料の使用に伴って発生するCO<sub>2</sub>。

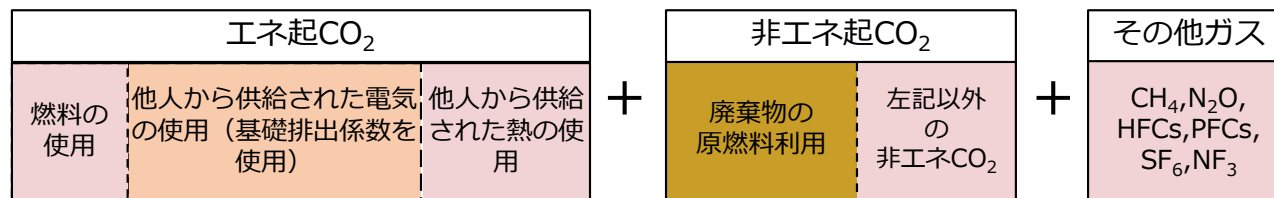
## ■ 他方、CO<sub>2</sub>以外の温室効果ガスは、CO<sub>2</sub>よりも温暖化作用が強く※、それらのガスについても排出量の削減が必要。

※ 例えば、同じ重さのCO<sub>2</sub>とSF<sub>6</sub>では、SF<sub>6</sub>の方が温暖化作用が約2万倍。

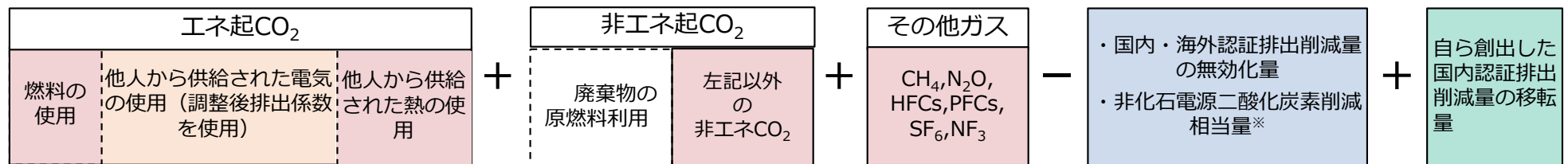
# SHK制度における算定・報告方法

- 温室効果ガス別の排出量（基礎排出量）  
自らの事業活動に伴い直接的又は間接的に排出した温室効果ガスの排出量（吸収量は対象外）
- 調整後温室効果ガス排出量（調整後排出量）  
基礎排出量を基本とし、クレジットの無効化量等を考慮し調整した温室効果ガス排出量（調整に用いることのできる国内クレジットには排出削減量と吸収量の両方が含まれる）
- なお、森林の整備・保全により吸収された吸収量として認証された国内クレジットを他者に移転（売却）した場合は、調整後排出量の算定に当たって当該移転量を加算する必要は無い（SHK制度では吸収量を算定対象としていないため）

## <基礎排出量>



## <調整後排出量>



※ 非化石電源二酸化炭素削減相当量は、電気事業者から小売供給された電気の使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量を上限に控除することが可能

# 令和3年報告集計結果の概要



- 令和3（2021）年度の温室効果ガス排出量について、事業者から報告のあった排出量を事業者別、業種別、都道府県別に集計。

## 【報告事業者数】

○特定事業所排出者：11,963事業者

（エネ起CO<sub>2</sub>のみ：11,179事業者※、6.5ガスのみ：114事業者、両方：670事業者）

※エネ起CO<sub>2</sub>のみの事業者数は、エネ起CO<sub>2</sub>又はエネ起CO<sub>2</sub>（発電所配分前）のいずれかの報告を行った事業者数

※例えば製造業（大分類）のうち木材・木製品製造業（家具を除く）（中分類）に該当する特定事業所排出者は44事業者

○特定輸送排出者：1,321事業者

○合計：**13,284事業者**

## 【報告された特定排出者の算定排出量の合計】

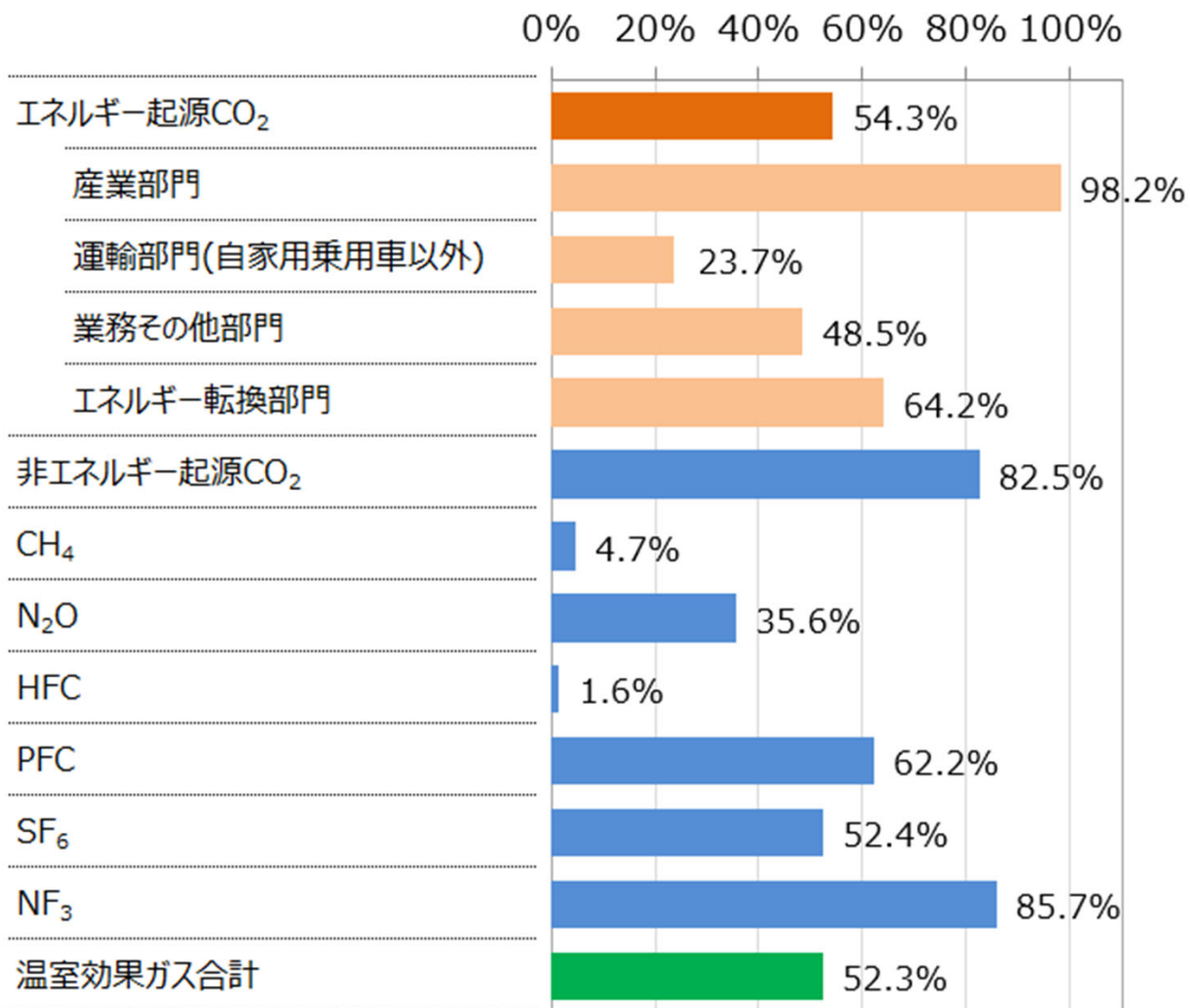
**6億1,358万tCO<sub>2</sub>（調整後排出量5億6,813万tCO<sub>2</sub>）**

（内訳）特定事業所排出者：5億8,797万tCO<sub>2</sub>

特定輸送排出者：2,562万tCO<sub>2</sub>

※我が国の令和3年度温室効果ガス排出量（インベントリ）11億7,000万tCO<sub>2</sub>の約5割に相当

# 本制度で報告された排出量の日本の総排出量に占める割合

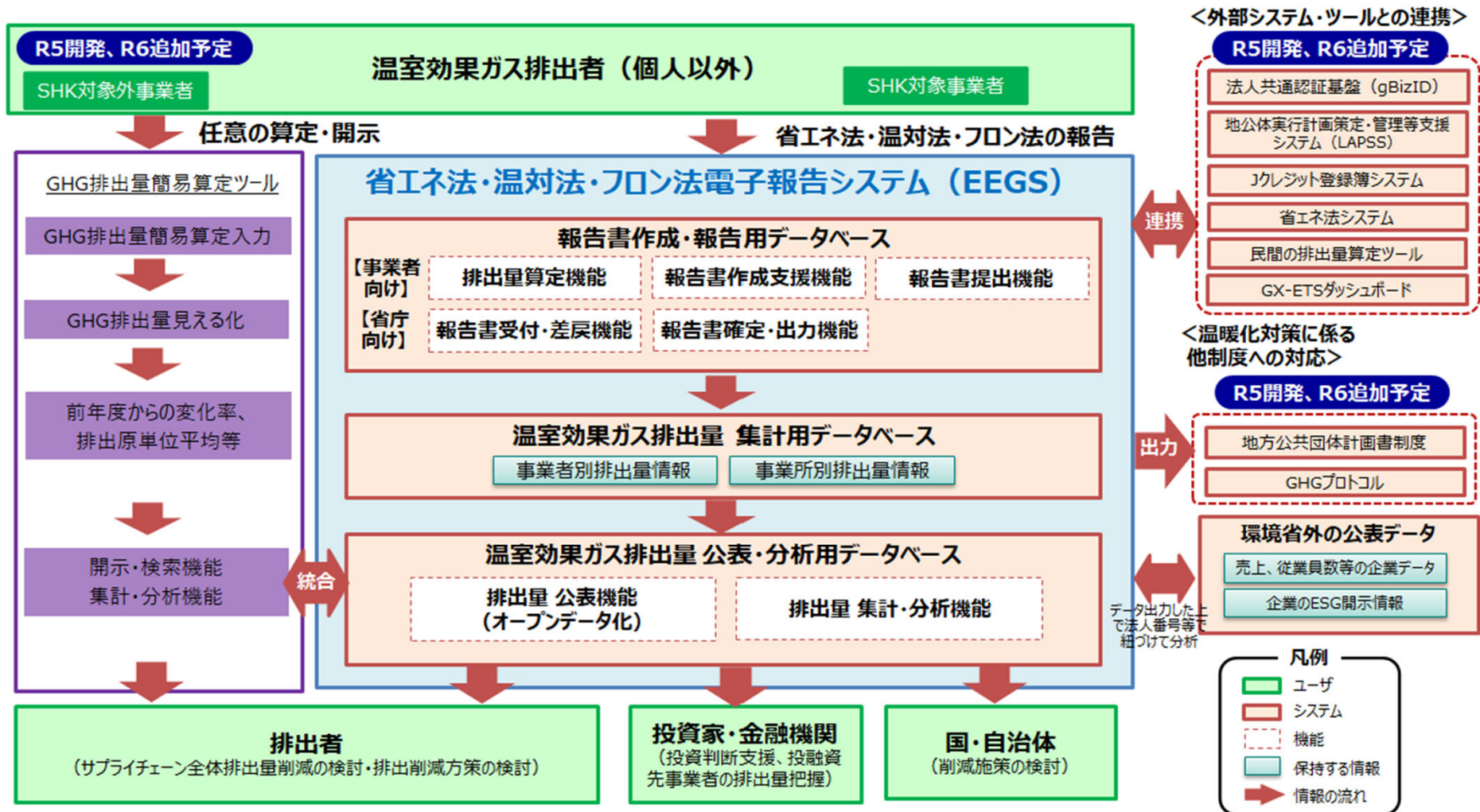


※部門別はエネルギー起源CO<sub>2</sub>のみ。  
※運輸部門は自家用乗用車を除く

出所) 環境省、経済産業省「地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく温室効果ガス排出量算定・報告・公表制度による令和3(2021)年度温室効果ガス排出量の集計結果」及び国立環境研究所 温室効果ガスインベントリオフィス「日本の温室効果ガス排出量データ(1990~2021年度確報値)(2023.4.21)」より作成

# 省エネ法・温対法・フロン法電子報告システム（EEGS）

○ **EEGS**（イーグス：Energy Efficiency and Global Warming Countermeasures online reporting System）は、温対法等に基づく企業の排出量の報告・公表を電子上で行うことができるシステム。



# 任意で報告できる事項の例

- 排出量の報告（＝義務）に加えて、任意で追加的な情報も報告することが可能。これらの情報も報告した場合は、排出量の報告と併せて公表される。
- 事業者の積極的な取組が見える化する観点から、令和5年度報告（令和4年度実績の報告）から任意報告事項を拡充する様式改正され、新たに「自らの吸収等の取組及び吸収量等に関する情報」が追記。自らの森林経営等による温室効果ガス吸収の取組及びその吸収量並びに炭素貯蔵の取組及びその貯蔵量について、その算定方法と併せて記載することを促している（ただし、統一的な算定方法は規定されていない）。

## （任意報告の例）

- 本制度では算定対象となっていない範囲の排出量（自社の仕入れ先の排出量、自社が販売した製品が使用又は廃棄される際の排出量 等）
- 温室効果ガス排出量の増減状況と増減の理由
- 温室効果ガス排出量の削減のために実施した措置（省エネルギー、再生可能エネルギーの活用 等）
- 算定した温室効果ガス排出量に対する第三者検証の実施有無
- 自社の温室効果ガス排出量の削減目標とその達成に向けた計画内容

## <温対法省令様式第2>

5. 温室効果ガス算定排出量及び調整後温室効果ガス排出量以外の温室効果ガスの排出量並びに吸収量等に関する情報

（4）自らの温室効果ガス吸収等の取組及び吸収量等に関する情報

|  |
|--|
|  |
|  |
|  |
|  |

備考 15 自らの温室効果ガス吸収等の取組及び吸収量等に関する情報の欄には、自らの森林経営等による温室効果ガス吸収の取組及びその吸収量並びに炭素貯蔵の取組及びその貯蔵量について記載することができる。吸収量等の記載に当たっては、その算定方法についても記載すること。

詳細URL

|  |
|--|
|  |
|--|

# 省エネ法・温対法・フロン法電子報告システム（EEGS）のデジタル化



- 令和4年度報告より、事業者の温室効果ガス排出量報告のデジタル化を促進。
- また、令和5年度には公表機能を実装し、同年度2月に公表した令和3年度からウェブサイトにて集計結果の公表を行っている。

## 事業者用算定画面

1. 事業者全体で常時使用する従業員数

事業者全体で常時使用する従業員数は21人ですか。 ☒ はい ☐ いいえ

2. 事業所毎のその他の活動量

| 事業所名 | 活動量      | エネルギー使用量入力 | 活動量入力 |
|------|----------|------------|-------|
| 関東工場 | XX t-CO2 | エネルギー使用量入力 | 活動量入力 |
| 関西工場 | XX t-CO2 | エネルギー使用量入力 | 活動量入力 |

事業者の方      事業者の方

事業者のgBizID    事業者が参照/編集可能とする    チェック実行



- ✓ 工場・事業所単位での入力が可能。

## 排出量確認画面

排出量の確認

| エネルギー起源CO2             | 100,000tCO2 |
|------------------------|-------------|
| 非エネルギー起源CO2            | 100,000tCO2 |
| 非エネルギー起源CO2 (廃棄物の原料使用) | 100,000tCO2 |
| CH4                    | 100,000tCO2 |
| N2O                    | 100,000tCO2 |
| HFC                    | 100,000tCO2 |
| PFC                    | 100,000tCO2 |
| SF6                    | 100,000tCO2 |
| NF3                    | 100,000tCO2 |
| エネルギー起源CO2 (発電所等配分前)   | 100,000tCO2 |

事業者名

特定排出者コード

主たる事業

所在地

任意の追加情報

更新履歴

登録



- ✓ ガスごとの排出量確認が可能。
- ✓ 自社の取組等の記載が可能な自由記述欄(回答は任意)。

## 算定結果公表画面



- ✓ 年度毎の排出量推移が一覧化される。
- ✓ 結果公表については任意。

## 温室効果ガス排出量算定・報告・公表制度 フロン類算定漏えい量報告・公表制度ウェブサイト

ホーム 温対法 ▾ フロン法 ▾ 自主的公表

本ウェブサイトでは、地球温暖化対策の推進に関する法律（温対法）に基づく「温室効果ガス排出量算定・報告・公表制度」、フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（フロン法）に基づく「フロン類算定漏えい量報告・公表制度」により、温室効果ガスを一定量以上排出する者（特定排出者）、フロン類を一定量以上漏えいさせた者（特定漏えい者）が国に報告した温室効果ガス排出量、フロン類算定漏えい量、排出削減に向けた対策の実施状況等の情報を公表しています。

### 温室効果ガス排出量算定・報告・公表制度

温室効果ガス排出量算定・報告・公表制度については、下記リンク先をご参照下さい。

[温室効果ガス排出量算定・報告・公表制度について](#)

#### 温室効果ガス排出量算定・報告・公表制度

##### 事業者（事業所）別排出量等の公表

事業者（事業所）ごとの温室効果ガス排出状況や削減対策実施状況等の情報を閲覧、ダウンロードすることができます。

[こちらから](#)

#### 温室効果ガス排出量算定・報告・公表制度

##### 集計結果の公表

特定排出者による温室効果ガス排出量について、全国及び業種別・都道府県別等の集計結果を閲覧、ダウンロードすることができます。

[こちらから](#)

### 事業者の自主的な公表

#### 温室効果ガス排出量

##### 事業者別排出量等の公表【自主的な公表値】

事業者が自主的に登録した温室効果ガス排出状況を閲覧、ダウンロードすることができます。対象ガスや算定方法は温対法に準じています。

[こちらから](#)

### フロン類算定漏えい量報告・公表制度

フロン類算定漏えい量報告・公表制度については、下記リンク先をご参照下さい。

[フロン類算定漏えい量報告・公表制度について](#)

#### フロン類算定漏えい量報告・公表制度

##### 事業者別算定漏えい量等の公表

事業者ごとのフロン類算定漏えい量の情報を閲覧、ダウンロードすることができます。

[こちらから](#)

#### フロン類算定漏えい量報告・公表制度

##### 集計結果の公表

フロン類算定漏えい量について、全国及び業種別・都道府県別等の集計結果を閲覧、ダウンロードすることができます。

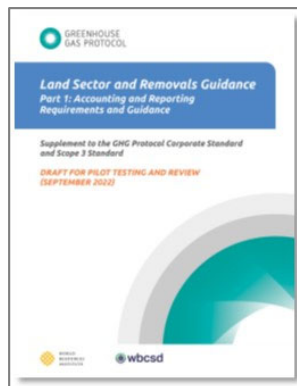
[こちらから](#)

## 【参考】SBTi、GHGプロトコルにおける関連の動き

- SBTiでは、世界のGHG排出量の22%を占める森林・土地・農業（FLAG: Forestry, Land and Agriculture）セクターを対象に、新たに目標設定ガイダンスを策定（2022年9月公表）。FLAGセクター関連企業は、2022年9月からFLAG目標の設定を推奨、2023年4月から義務化。
- GHGプロトコルでは、2022年9月に「土地セクター及び吸収ガイダンス」案を公表。パブコメやパイロットテストの結果を踏まえ、最終版の策定・公表を2025年前半に予定。ガイダンス案では、現行基準をベースとしつつ、土地ベースの活動に伴う排出・吸収、製品貯蔵、技術的な除去等に関する算定カテゴリを提示。吸収報告は任意と位置付けたうえで、吸収報告する際の要件について規定。

### ■ SBTi FLAGガイダンスの概要

- ・ 林産物・紙製品・食品など特定セクターの企業又はFLAG関連排出量合計がScope1～3全体の総排出量の20%以上を占める企業は、従来のSBT（非FLAG目標）とは別に、FLAG目標の設定が必要
- ・ 義務対象外の企業もFLAG目標設定を奨励
- ・ FLAG目標の下での算定対象は、1) 土地利用変化（LUC）に伴うCO<sub>2</sub>排出、2) 土地管理（非LUC）に伴うCO<sub>2</sub>、CH<sub>4</sub>、N<sub>2</sub>O排出、3) **炭素吸収・貯蔵**
- ・ FLAG関連の排出、吸収・貯蔵は、**GHGプロトコルの土地セクター・吸収ガイダンスに整合的に計上する必要**
- ・ **FLAG目標・計上と非FLAG目標・計上は、分ける必要**。このため、**FLAGの（生物由来の）排出削減/吸収は、FLAG目標達成のためには計上できるが、非FLAG目標達成のためには計上不可**。（例：サプライチェーンにおける農林業活動に由来した排出削減は、施設やオフィスの排出削減目標の達成には使えない。）



### ■ GHGプロトコル 土地セクター・吸収ガイダンス(案)が示す新たな算定カテゴリ

- ・ **土地からの排出（土地利用変化に伴う排出、土地管理に伴うCO<sub>2</sub>純排出、土地管理に伴う非CO<sub>2</sub>排出）**：Scope1～3の排出の一部として報告することを要求
- ・ **吸収**： 報告要件（継続的なモニタリング、トレーサビリティの確保、一次データの使用、不確実性の推定、反転の算定）を満たす場合、土地管理や製品・地中貯蔵に伴う純吸収量を報告してもよい（例：自社が所有・支配する土地の吸収はScope 1、自社製品の原料調達元となる他社の所有・支配する土地の吸収はScope 3）
- ・ **製品又は地中の炭素プールに貯蔵された、生物由来及び技術的に除去されたCO<sub>2</sub>の純排出**： 企業が製品又は地中の炭素プールからの純吸収を報告する場合には、これら純排出をScope 1 及びScope 3 排出の一部として報告することを要求
- ・ **土地追跡の指標**： Scope1～3の土地追跡として、間接土地利用変化、炭素機会費用等から1つ以上を報告することを要求